

北上市子ども等福祉医療費給付規則の一部を改正する規則

北上市子ども等福祉医療費給付規則（平成7年北上市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後															
<p>(受給者の制限)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第4条第1項第5号ア及びイに規定する規則で定める額は、35万円とする。</p> <p>(受給者の制限の特例)</p> <p>第13条 条例第4条第1項ただし書の規則で定めるものは、条例第4条第1項第3号から第6号までのいずれかに該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所得税法（昭和40年法律第33号）第30条に規定する退職所得金額その他一時的な所得金額のうち市長が控除することが適当と認めた金額をこれらの所得から控除した場合、条例第4条第1項第3号から第6号までのいずれにも該当しない者</p> <p>様式第2号（第4条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受給者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>氏名 _____ (男・女)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>		[略]		受給者	[略]	氏名 _____ (男・女)	[略]		<p>(受給者の制限)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第4条第1項第4号ア及びイに規定する規則で定める額は、35万円とする。</p> <p>(受給者の制限の特例)</p> <p>第13条 条例第4条第1項ただし書の規則で定めるものは、条例第4条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所得税法（昭和40年法律第33号）第30条に規定する退職所得金額その他一時的な所得金額のうち市長が控除することが適当と認めた金額をこれらの所得から控除した場合、条例第4条第1項第3号から第5号までのいずれにも該当しない者</p> <p>様式第2号（第4条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受給者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>氏名 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>		[略]		受給者	[略]	氏名 _____	[略]	
[略]																	
受給者	[略]																
	氏名 _____ (男・女)																
[略]																	
[略]																	
受給者	[略]																
	氏名 _____																
[略]																	

[略]

様式第2号の2 (第4条関係)

[略]	
受給者	[略]
	氏名 _____ (男・女)
	[略]
[略]	

様式第5号 (第8条関係)

[略]				
受給者氏名		(男・女)	生年月日	[略]
[略]				

様式第6号 (第9条関係)

[略]			
受給者名		受給者証番号	[略]
	(男・女)	第 号	
[略]			

様式第11号 (第11条関係)

[略]					
受給者		性別	男・女	受給者証番号	[略]
氏名					

[略]

様式第2号の2 (第4条関係)

[略]	
受給者	[略]
	氏名 _____ (男・女)
	[略]
[略]	

様式第5号 (第8条関係)

[略]			
受給者氏名		生年月日	[略]
[略]			

様式第6号 (第9条関係)

[略]			
受給者名		受給者証番号	[略]
		第 号	
[略]			

様式第11号 (第11条関係)

[略]			
受給者		受給者証番号	[略]
氏名			

加害者 氏名		<u>性別</u>	<u>男・女</u>	生年月日	[略]
[略]					

加害者 氏名			生年月日	[略]
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。ただし、様式第2号、様式第2号の2、様式第5号、様式第6号及び様式第11号の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の北上市子ども等福祉医療費給付規則の規定は、施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この規則による改正後の受給者証の交付に係る事務手続は、施行の日前においても行うことができる。